

# 令和3年度 事業計画

○ 令和3年度 丹波篠山市社会福祉協議会 事業方針	- 1 -
1 法人運営事業	- 5 -
2 ボランタリー活動支援事業	- 6 -
3 ボランティア活動費補助事業	- 7 -
4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）	
5 給食サービス事業	- 8 -
6 配食サービス受託事業	- 9 -
7 外出支援サービス受託事業	
8 生活福祉資金貸付事業	
9 日常生活自立支援事業（権利擁護支援事業）	- 10 -
10 介護機器貸出事業	
11 手話・点訳奉仕員養成受託事業	- 11 -
12 ファミリーサポートセンター補助事業	
13 生活支援サービス体制整備受託事業	- 12 -
14 赤い羽根共同募金運動（歳末たすけあい運動）	- 13 -
15 ひきこもり支援事業	- 18 -
16 緊急貸付資金事業	- 19 -
17 善意銀行運営事業	
18 篠山児童クラブ運営受託事業	- 20 -
19 訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業	
20 相談支援事業	- 21 -
21 居宅介護支援公益事業	
22 東部・西部地域包括支援センター事業	- 22 -
23 喫茶ふれあい収益事業	- 25 -



## 令和3年度 丹波篠山市社会福祉協議会 事業方針

新型コロナウイルス感染症拡大は、猛威を振るい生命のみならず日々の暮らし、経済にまで大きな影響を及ぼしています。

緊急事態宣言の発令により、移動や接触を制限され、自粛を強いられることへの不安やストレスを抱える人が増加するなど、個々の生活様式にも大きな変化をもたらし、これまで当たり前であった行動が一変し、価値観を見直す機会ともなりました。

地域においては、住民の交流や見守り、生きがいづくりを目的に実施されてきた地域福祉活動や、ボランティア活動にも影響を及ぼしました。不要時の自粛や会食等の制限が求められ、地域活動の縮小、休止を余儀なくされる中、こうした活動に支えられてきた方々は、社会参加の機会を失い、閉じこもりがちな生活になるなど課題が生じています。

今後、市民のくらしが新しい生活様式へ移行していくことに併せ、地域福祉活動もウイズコロナに対応した、新しい取り組みが求められています。

このような情勢を踏まえ、地域福祉の推進を担う中核的組織である社会福祉協議会は、関係機関や地域組織、団体とともに、持続可能な地域社会の創造に向けて、積極的な事業展開を図ります。

新たに放課後児童健全育成事業として、篠山児童クラブを受託運営し、児童の健全育成と、仕事と子育ての両立への支援に取り組みます。また、ボランティア活動のあり方検討会の意見を基に、ボランティア活動情報の充実やボランティア活動のやりがい、楽しさを提案し、若年層のボランティア活動への参加を呼び掛け、SNSを活用した情報発信の充実に努めます。

コロナ禍にあっても孤立しない、新しいつながりや見守り支援を提案し、生活支援コーディネーターや地区担当職員が地域支援を行うとともに、生活困窮世帯へは、生活福祉資金、緊急貸付資金の貸付支援と併せて、食料支援も行います。

更に、「要保護児童への生活支援事業（こども食堂）」による、生活支援や学習支援により、子育て家庭への支援とともに、「社会的ひきこもり就労支援事業」では、作業体験やつどいの場を提供し、社会復帰に向けた支援を行います。

法人運営については、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に加え、地域における公益的な取り組みの使命を果たし、市民の信頼に応える社協を目指します。

新型コロナウイルス感染症対策や頻繁に起きる災害に対し、職員が迅速かつ的確に対応できる体制を確立します。

令和2年度に中間年度の点検・評価に基づき見直しを行った「第4次地域福祉推進計画」の後半3か年の計画推進に向け、『誰もがつながり 支え合うまち 丹波篠山』の実施を目指します。

基本目標 「誰もがつながり 支えあうまち 丹波篠山」

**推進目標 1 「住民が地域福祉活動に主体的に参加するための基盤をつくります」**

- (1) 住民が福祉課題を考え、解決に向けて取り組む、協議の場をつくります。  
→①地区福祉会議 ②福祉委員活動事業
- (2) 生活支援コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカーが、住民とともに地域課題を解決する仕組みを構築します。  
→③生活支援サービス体制整備受託事業
- (3) 幅広い世代の福祉教育を推進し、福祉意識を醸成します。  
→④福祉教育推進事業 ⑤福祉団体育成事業

**推進目標 2 「地域の見守り、支え合い活動を推進します」**

- (1) 人材確保、地域を支える担い手を育成と、社協コーディネート機能を生かした地域づくり支援を行います。  
→⑥ボランティア活動の推進
- (2) 住民相互のつながりを強化する地域福祉活動を推進します。  
→⑦友愛訪問事業 ⑧見守り支援サポート事業  
⑨介護支援ボランティアポイント制度事業
- (3) 情報の発信や交流の場、研修の場を通じて住民主体の活動となるよう支援します。  
→⑩集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

**推進目標 3 「暮らしを支える福祉サービスと相談体制を強化します」**

- (1) 住み慣れた地域で、いきいきとした生活が送れるよう、多様な福祉ニーズに対し、総合的、一体的な支援を行います。  
→⑪地域包括支援センター事業 ⑫居宅介護支援公益事業  
⑬訪問介護サービス事業、障害者総合支援事業 ⑭相談支援事業
- (2) 地域で複雑多様化する福祉・生活課題に対応するため、介護、障がい、子ども、貧困の一体的な相談体制を強化します。  
→⑮心配ごと相談事業 ⑯生活福祉資金貸付事業 ⑰緊急貸付資金事業  
⑱緊急支援給付金事業
- (3) 制度の挟間に応じたサービス、活動を開発します。  
→⑲篠山児童クラブ運営受託事業  
⑳ファミリーサポートセンター事業、子ども一時預かり事業  
㉑給食サービス事業 ㉒配食サービス受託事業  
㉓外出支援サービス受託事業 ㉔ひきこもり支援事業  
㉕要保護児童への支援事業（こども食堂） ㉖介護機器貸出事業

(4) その人らしい生き方を支援する権利擁護事業を実施します。

→⑦権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

#### **推進目標4 「住民から信頼される社協を目指します」**

(1) 理事、評議員に対して積極的に情報提供を行い、多様な意見を反映した組織運営を行います。

(2) 制度の多様化や事業展開を踏まえ、必要に応じて事務局体制を見直し強化します。

(3) 有益な情報提供を行うため、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など新しい発信媒体の活用も検討し、効果的な情報を発信します。

→⑧法人組織体制の充実、強化

(4) 災害時でも事業の継続や支え合いに留意した事業展開ができるよう備えます。

→⑨災害時に備えた体制づくり ⑩新型コロナウイルス感染症対策

(5) 自主財源の確保に努め、その財源を有効に活用し、効果的な事業を展開します。

→⑪善意銀行運営事業 ⑫赤い羽根共同募金事業

⑬歳末たすけあい運動事業

#### **事業展開に当たり**

令和3年度事業計画において、新型コロナのワクチン接種が医療関係者からスタートしていますが、感染拡大防止対策に十分留意しながら事業実施の判断を要することを前提に、次項以降の提案とします。

## 令和3年度 事業の取り組み

社協は、みんなの暮らしを豊かにするために、次の事業を行います。

I 地域福祉事業	2 ボランタリー活動支援事業 4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業） 11 手話・音訳奉仕員養成受託事業 13 生活支援サービス体制整備受託事業 14 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい運動） （4）福祉委員活動事業 （5）地区福祉会議 （6）福祉学習推進事業 （13）福祉団体体育成事業 17 善意銀行運営事業
II 在宅福祉事業	5 給食サービス事業 6 配食サービス受託事業 7 外出支援サービス受託事業 10 介護機器貸出事業 14 （3）一人暮らし高齢者等友愛訪問 （7）心配ごと相談所事業
III 子育て支援事業	12 ファミリーサポートセンター補助事業 14 （10）子ども一時預かり事業 （12）要保護児童への支援事業（こども食堂） 18 篠山児童クラブ運営受託事業
IV 生活困窮支援事業	8 生活福祉資金貸付事業 9 日常生活自立支援事業（権利擁護支援事業業） 15 ひきこもり支援事業 16 緊急貸付資金事業
V 介護保険・障害者総合支援事業事業	19 訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業 20 相談支援事業 21 居宅介護支援公益事業 22 地域包括支援センター

## | 法人運営事業

推進目標4－(1)(2) 当初予算P1

### (1) 法人組織体制の充実・強化

- ① 社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、運営基盤となる理事会、監事會、評議員會を定期的に開催し、組織運営の充実を図ります。また、日常業務を遂行する上で必要な国家資格の取得や知識・技術を習得し、法令順守、事故予防を徹底します。
- ② 求められる専門性が発揮できるよう、福祉を支える多様な職種において、資質向上のための人材育成を計画的に行い、福祉人材を確保し、地域の多様な団体と連携協働を図りながら、住民から信頼される社協を目指します。

### (2) 役員研修の実施

- ① 役員や職員の意識向上や資質向上のため、先進地視察や職場内研修を開催し、自己啓発、自己研鑽を図ります。

#### ア 役員関係

役員研修の実施 2回（先進地視察と法人運営についての研修）

#### イ 職員関係

職員研修の実施 6回

丹波ブロック社協活動推進協議会研修の実施 2回

産業医による健康講座の実施 1回

安全衛生委員会の実施

### (3) 災害時に備えた体制づくり

推進目標4－(4)

- ① 災害発生時には、丹波篠山市と災害ボランティアセンター委託契約書を締結し、センターの設置・運営及び事務を円滑に実施します。また、平時より災害ボランティアグループとの連携を図り、支援の仕組みを強化します。
- ② 丹波篠山市土砂災害防災訓練の参加に加え、社協独自の災害ボランティアセンター運営訓練を行います。
- ③ 市民ボランティアを募り、被災地の復興支援を行うため、市民ボランティアの派遣事業を行います。
  - ・災害発生地への職員及び災害支援市民ボランティアの派遣
  - ・兵庫県但馬地区への除雪ボランティアの派遣

### (4) 新型コロナウイルス感染症対策

推進目標4－(4)

- ① 高齢者や障がい者の日常生活を支援する必要なサービスや事業は、感染予防対策を

徹底し、継続実施するとともに、地域での見守り、つながりに留意した事業展開を図ります。

- ② 有事の際に事業継続あるいは早期復旧の判断となる指標B C P（事業継続計画）を策定し取り組みます。

(5) 丹波篠山市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）への参画

- ① 市内で福祉事業を展開する 11 の社会福祉法人と連携を図り、福祉分野の垣根を越え、地域住民の福祉（生活）課題に適切に応えていくために、社会福祉法人が持つ公益性と専門性を発揮しながら、地域福祉の推進に組織的に取り組みます。

## 2 ボランタリー活動支援事業

推進目標2－(1) 当初予算P3

(1) ボランティアセンター運営事業

① ボランティア活動支援

- ア ボランティア関連情報の発信と、コーディネート、相談機能の充実を図ります。  
イ ボランティア団体、市民プラザ、NPO 法人への情報発信と、情報交換の場へ参画し、福祉ニーズの把握と地域活動者の発掘に努めます。  
ウ 市や市民プラザと情報の共有化を進め、窓口での情報提供の充実と連携強化を図ります。  
エ ボランティア保険の加入促進を図ります。

- ② 若年層が参加しやすい講座を企画し、ボランティア活動のやりがいや楽しさを提案することで、若年層のボランティア活動者の増加に努めます。  
③ ボランティアに関する情報や講座案内をフェイスブック、社協ホームページで周知します。  
④ 社協ワーカー、生活支援コーディネーターと情報を共有し、地域の福祉ニーズや、既存施策では対応できないニーズに対応できるよう連携強化に努めます。

(2) 養成講座の開催

ボランティア活動の啓発と、新たなボランティアの担い手を育成するため、ボランティア養成講座を開催します。

① 保育ボランティア養成講座

目的 子どもの発達や接し方、救急法を学び、子どもに寄り添った活動ができる保育ボランティアを養成します。

時期 7月 3回

② 災害ボランティア養成講座

目的 若年層が参加しやすい夏休み期間中に日時を指定し、災害ボランティアに必要な知識を学び、災害が起こったときに地域で助け合えるボランティアを養成します。

時期 7～8月 2回

③ 福祉レクリエーションボランティア養成講座

目的 健康維持と仲間づくりのための福祉レクリエーションを学び、サロンや地域のイベントで活動するボランティアを養成します。

時期 10月 2回

④ 地域の支え合い講座

目的 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、ご近所同士の理解や住民の助け合い、支え合い活動の実現について学び、地域づくりについて考えます。

時期 11～12月 3回

3 ボランティア活動費補助事業

推進目標2－(1) 当初予算P4

(1) グループ活動費の助成

① 丹波篠山市ボランティア連絡協議会の登録グループに、活動や運営に必要な経費を助成し、活動を支援します。

(2) グループ活動に支援、育成

- ① 地域で活動するボランティアグループの情報収集、提供、相談を行い、ボランティアグループの拡充と、継続的な活動を支援します。
- ② 養成講座の開催や広報活動により、新たなボランティア活動者の育成や、ボランティアグループの立ち上げを行い、会員の増加を図ります。

ボランティア活動費助成団体数 27 グループ

4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

推進目標2－(3) 当初予算P5

- ① ひとり暮らし高齢者や、地域で見守りが必要な方の孤立感の解消と心身機能の維持向上、また地域住民がふれあう交流の場づくりとして、市内の15自治会を補助対象自治会に2年間指定し、ふれあい・いきいきサロン事業を実施します。

実施自治会 15自治会

新規 10自治会

2年目 5自治会（襦ヶ坪、渋谷、長安寺、東古佐、音羽グリーンタウン）

- ② 新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に計画通りふれあい・いきいきサロンを実施できなかった自治会に対し、補助期間の延長を行います。
- 実施自治会：4自治会（井串、小原、波賀野新田、熊谷）
- ③ 気軽にサロンを立ち上げ継続ができるように、いきいき俱楽部の立ち上げを含め、情報提供や運営指導を行います。
- ④ 補助終了後、サロン活動が休止した自治会の休止要因を把握し、活動再開に向けた取り組みを行います。
- ⑤ ふれあい・いきいきサロン交流会を開催し、サロン運営に関する情報交換を行います。

## 5 給食サービス事業

推進目標3－(3) 当初予算 P6

- ① ボランティア、障がい者福祉事業所により、概ね70歳以上の人一人暮らし高齢者、高齢者世帯へ昼食（利用料1食／450円）を配達し、利用者の安否確認を行います。
- ② 民生委員・児童委員や福祉委員、ケアマネジャーの協力を得て、広報周知活動を行い、サービスを必要とする利用者とつながります。
- ③ 調理ボランティアを対象に、衛生管理に関する研修会や交流会を開催します。
- ④ ボランティア活動者の意向調査を図りながら、子育て支援への新たな展開を含め、今後の給食サービスのあり方について検討します。

実施日	回数	利用者	食数	協力ボランティア団体及び事業所
毎週水曜日	47回／年	55名	2,585食	水曜会、金曜会（城東・多紀） フライパン（西紀） 配送：元民生委員、夢工房（西紀） コスマス調理グループ（丹南） 〃 配送グループ（丹南） 絵手紙・折り紙ボランティア（丹南） 障がい者福祉事業所 4事業所

## 6 配食サービス受託事業

推進目標3－(3) 当初予算P7

- ① 安否確認を兼ねた見守り型の宅配サービスとして、各関係機関と連携しサービスを継続します。
- ② 新規利用者が増加するよう、広報誌やホームページに掲載するとともに、民生委員、児童委員、ケアマネジャーによる周知活動を強化します。

実施日	回数	利用者	食数	協力事業所
毎週金曜日	50回／年	47名	2,350食	障がい者福祉事業所 4事業所

## 7 外出支援サービス受託事業

推進目標3－(3) 当初予算P8

- ① 利用者の減少に伴い、効率的な配車を行います。
- ② 道路運送法における福祉有償運送制度に基づき、法令を遵守した安全な運行を行います。
- ③ 交通安全講習を実施します。

送迎回数 607回／年

利用料 市内500円／片道、市外1,000円／片道

職員数 コーディネーター1名、運転員2名、管理者1名

利用者数 18名

車両台数 4台

## 8 生活福祉資金貸付事業

推進目標3－(2) 当初予算P9

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯などを対象に、生活再建と更生を目的に、生活福祉資金の貸し付けを行います。
- ② 滞納者に対し、県社協の指針に基づき償還指導を行います。
- ③ 各関係機関や専門機関、民生委員・児童委員との連携を図り、相談業務や償還指導を通じ、助言や生活の支援を行います。
- ④ 生活困窮者からの相談に早期に対応するため、市の生活福祉係や自立相談支援窓口とも連携し、一人ひとりのニーズにあわせた支援活動と、状況に沿った継続的な支援体制を構築し、自立に向けた支援を行います。

件数 23件

実施 福祉資金（8件）、教育支援資金（7件）、総合支援資金（8件）  
緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金  
対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯  
⑤ 新型コロナウイルス特例貸付、償還等に関する相談等を行います。

## 9 日常生活自立支援事業（権利擁護支援事業）推進目標3－（4） 当初予算P10

- ① 判断能力に不安のある利用者のニーズ把握と、本人の自己決定を尊重し、地域生活を支える支援を行います。
- ② 多様化、複雑化したニーズに対応するため、社協内部での話し合いと、関係機関との連携を強化します。
- ③ 成年後見制度へスムーズに移行できるよう、関係機関との連携に努めます。
- ④ 県社会福祉協議会が実施する研修会への参加や、交流会と勉強会を実施し、職員と生活支援員の資質向上に努めます。

利用者 32名

生活支援員 10名

利用料 1,000円／1時間

## 10 介護機器貸出事業 推進目標3－（3）

- ① 民間事業所によるサービスの充実と貸出介護機器の老朽化により、長期の車いす、電動ベッドの貸出事業を廃止し、車いすの短期貸出事業を実施します。現利用者が引き続き利用可能とできるよう現貸出ベッド、マットレスを譲渡し、メンテナンスは介護機器事業所が行います。

貸出機器名	利用料	備 考
車いす	無料	1週間以内の貸し出し

## | 1 手話・点訳奉仕員養成受託事業

推進目標2-(1) 当初予算P11

### (1) 手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程） 44回シリーズ 1講座

- ① 年度毎に入門と基礎講座を開催していたが、令和3年度より、1年を通して入門と基礎講座を開催します。

実施期間 4月～12月（夜間）に実施

対象者 初心者

### (2) 点訳奉仕員養成講座 8回シリーズ

- ① 実施期間 9月～11月（昼間）に実施

② 対象者 初心者

## | 2 ファミリーサポートセンター補助事業

推進目標3-(3) 当初予算P12

- ① 育児の支援を受けたい人（依頼会員）、援助を行いたい人（協力会員）、双方を行う人（両方会員）を組織化し、支え合いによる子育て支援を行います。

会員数 依頼会員 235名、協力会員 75名、両方会員 30名

- ② 依頼会員向けの交流会では、事業の広報に加え、子育て中の保護者の集いの場となるよう、親子で参加できる内容と、親だけで行う内容の両方を実施します。

交流会 年6回

- ③ 講習会を通して協力会員のスキルアップを図り、協力会員の増加に努めます。

フォローアップ講習会 年3回

協力会員養成講座 年1回（3講座）

- ④ 安全な援助活動を行うため、綿密な事前打ち合わせを行い、依頼会員のニーズに応えられるよう、また、協力会員の負担が大きくならないよう、十分な調整を行います。

- ⑤ 早期に事業周知を行うため、乳児健診、公民館家庭教育支援事業（赤ちゃんがきた！）での事業説明を行います。

### I 3 生活支援サービス体制整備受託事業

推進目標 I.- (2) 当初予算 P13

#### (1) 生活支援サービス構築事業

- ① これまで実施してきた地区福祉会議の形態にとらわれず、地域の状況に合わせた柔軟な支援を行うため、自治会や民生委員単位での集まりの場（集落福祉会議）の開催を提案し地域支援を行います。
- ② 生活支援コーディネーター、社協コミュニティワーカーが各関係機関と連携し、福祉に関する継続的な協議の場（代表者会議）の運営をこれまで通り支援し、生活支援の担い手の養成、サービス開発、関係者のネットワーク構築など、地域における生活支援体制の整備に取り組みます。

##### 主な取り組み

- ・生活支援の担い手の養成、サービス開発
- ・支援者間のネットワーク化と地縁組織への協力依頼や働きかけ
- ・地域のニーズと地域資源のマッチング

#### (2) 見守り支援センター事業

- ① 地域において、手助けをしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いをしたい人（サポート会員）を会員登録し、家事の手伝いや話し相手、さりげない見守りなど簡易なサービスを実施します。
- ② パンフレットを活用し、各会議などへの配布、事業説明を行うと共に、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、両会員の登録に努めます。
- ③ まちづくり協議会地区単位など、身近な地域での事業周知と養成講座を開催し、活動登録者の促進を図り、支援体制を強化します。

利用料 600円／1時間 (300円／30分)

講座名 サポート会員養成講座3回、サポート会員交流会1回

- ④ 依頼会員とサポート会員の信頼関係の維持に資するため、生活支援コーディネーターに相談による相談や情報共有に努めます。

#### (3) 介護支援ボランティアポイント制度事業

- ① 高齢者のボランティア活動の支援を目的とし、介護保険施設などでボランティア活動を行った65歳以上の方にポイントを付与し、ポイント数に応じて年度末に換金します。
- ② ポイント手帳について活動状況の確認後に、希望者にお渡しできるよう対応します。
- ③ パンフレットを活用し、各会議などへの配布、事業説明を行うと共に、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、登録者の増員に努めます。

- ④ ポイント付与となるボランティア活動について、市担当課と協議を行います。  
 活動施設・事業所の拡大について  
 登録者の増員に向けて、施設、事業所と共にPR活動を行います。  
 広報誌「かわら版」(年6回 奇数月発行)

#### | 4 赤い羽根共同募金運動（歳末たすけあい運動）推進目標4-(4) 当初予算P14

##### (1) 赤い羽根共同募金運動

- ① 「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」をスローガンに、10月を強化月間として自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、関係機関の協力を得て、募金活動を実施します。
- ② 期間拡大の取り組みについて、募金推進委員会で協議し推進を図ります。
- ③ オリジナル資材の作成と、その資材を活用した募金活動に取り組みます。
- ④ 寄付金付商品募金の拡大を進めます。
- ⑤ 広報誌、ホームページの掲載に加え、PR紙による啓発を進めます。

募金活動 戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金  
 イベント募金、オリジナルバッジ募金、寄付金付商品募金  
 協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

##### (2) 配分事業

- ① 寄付者の意見を反映させた配分方法と、この運動が住民にとって、わかりやすく透明性のある運動として浸透するよう、募金推進委員会において推進します。

##### ○共同募金配分金事業会計（地域配分金事業）による主な事業

配分事業名	配分金額（円）	配分対象者
給食サービス事業	1,428,000	高齢者
友愛訪問事業	601,000	
子ども一時預かり事業	119,000	
福祉教育推進事業	230,000	
ひきこもり支援事業	198,000	児童・青年
要保護児童への支援事業（こども食堂）	632,000	
心配ごと相談所事業	136,000	課題を抱える人
ボランタリー活動支援事業	150,000	
ボランティア連絡協議会事業	150,000	その他
ボランティア活動費補助事業	188,000	

福祉大会事業	482,000	
福祉委員活動事業	1,168,000	
地区福祉会議事業	362,000	
ふれあい・いきいきサロン事業	72,000	
広報・調査事業	960,000	
民協活動費助成	276,000	
地域配分事業	798,000	
福祉団体育成事業	548,000	
計	8,498,000	

(3) 一人暮らし高齢者等友愛訪問 推進目標2－(2)

- ① 民生委員・児童委員の協力を得て、見守りの必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、誕生日にプレゼントを手渡し、友愛訪問を実施します。訪問を通じて、対象者の生活状況や課題を把握し、地域の様々な社会資源の活用を図り、見守りネットワークの構築を図ります。  
対象者 市内の65歳以上の一人暮らし在宅高齢者等で、地域の担当民生委員・児童委員が見守りを必要と認めた者(1,580名)
- ② 丹波篠山市老人クラブ連合会と協同して、101歳以上の高齢者に鉢植えを手渡し、長寿を祝います。

(4) 福祉委員活動事業 推進目標1－(2)

- ① 誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、自治会長や民生委員・児童委員をはじめ地域住民と連携・協同し、地区福祉会議や、ふれあい・いきいきサロンへ積極的に参加し、福祉活動の推進を図ります。
- ② 福祉委員同士の意見交換、情報共有が活発に進むように、各まちづくり協議会地区単位での福祉委員連絡会開催を進めます。
- ③ 福祉委員のスキルアップを図るため、福祉委員活動に関する研修会を開催します。
  - ・全体研修会 1回
  - ・福祉委員スキルアップ研修会 1回
  - ・福祉委員理事会 4回
  - ・地域福祉リーダー研修会 1回
  - ・広報編集委員会の開催 6回
  - ・福祉委員通信の発行(7、11、3月) 3回
  - ・地区福祉委員会の開催(19地区) 1～2回

(5) 地区福祉会議 推進目標1－(1)

- ① 自治会や民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まちづくり協議会と

連携して地域の福祉課題を協議し、解決に向けた取り組みについて話し合うことを目的に、地区福社会議を開催します。生活支援コーディネーター及び地区担当のコミュニティワーカーを中心に、地域の実情の把握に努めます。

- ②これまで実施してきた地区福社会議の形態にとらわれず、地域の状況に合わせた柔軟な支援を行うため、自治会や民生委員単位での集まりの場（集落福社会議）の開催を提案し、地域福祉の推進につなげます。
- ③福祉課題の解決に向けて取り組む、まちづくり地区単位の活動団体を支援するため「福祉でまちづくり応援モデル事業」を実施し、「地域交流活動」「生活支援サービスの立ち上げにかかる活動」「地域ネットワークづくり活動」の活動費を補助します。
- ④地区福社会議で協議されたニーズや具体的な方策は、内容に応じて、自治会やまちづくり協議会、中学校区や市全域の単位で継続協議を行えるよう、生活支援コーディネーター及び地区担当コミュニティワーカーが支援します。
- ⑤住民主体の地区福社会議の実態を把握し、情報を共有することで、他の地域でも住民主体での開催ができるよう、継続した働きかけを行います。

(6) 福祉学習推進事業 推進目標Ⅰ－(3)

- ①福祉学習メニューの提案や講師を紹介し、学校や地域、企業において多種多様な福祉学習ができるよう支援します。
- ②知的障がいや発達障がいなどの理解を深める学習機関の検討を進めます。

(7) 心配ごと相談所事業 推進目標3－(2)

- ①地域の身近な「よろず相談所」として、専任相談員（元民生委員・児童委員）と民生委員・児童委員が相談員となり、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助を行います。行政相談と協同し、年間開設のうち、1回は休日に開催し、平日の来所が困難な相談者に対応します。
- ②法的知識、専門的知識を要する場合は、専門の窓口を紹介し、各関係機関につなぎます。
- ③広報紙や事業を通じて、心配ごと相談所のPRを積極的に行うとともに、相談窓口として、地域包括支援センター、市のふくし総合相談窓口や高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター、各関係機関と連携し、相談の解決を図ります。
- ④心配ごと相談員研修会、専任相談員研修・意見交換会を実施します。

開設日 53回／年

地 区	開 設 日	開設時間
丹 南	毎月の第1、3、5 金曜日	午前9時00分～午前11時30分
篠 山	毎月の第2、4 金曜日	
城 東	4月15日（木）	午後1時30分～午後4時
多 紀	12月23日（木）	

西 紀	6月3日（木）	
今 田	10月6日（水）	

(8) 広報・調査事業

- ① 社協活動の紹介と福祉に関する情報を掲載した広報誌を発行し、社協活動のPRに努めます。  
奇数月の21日に発行（年6回）
- ② 特集号を発行し、市民に必要な情報をタイムリーに届けられるように努めます。  
不定期発行（年3回まで）
- ③ フェイスブックなどを活用した情報発信の充実について、担当を定め定期的でタイムリーな発信に取り組みます。

(9) 社会福祉大会

- ① 広く住民に参加を呼びかけ、福祉への理解と協力を求める機会として、社会福祉大会を開催します。
- ② 記念式典において、多額の預託や顕著な福祉活動を実践されている団体に、表彰を行います。

(10) 子ども一時預かり事業

推進目標3－(3)

- ① 一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担を軽減することで、よりよい子育て環境が整うよう支援します。
- ② 子育て世代の多い丹南地区を中心として、市内の各地区で実施します。  
年18回（丹南12回、篠山2回、今田1回、城東2回、西紀1回）
- ③ 大山地区で、学校、幼稚園行事の際、子どもを一時的に預かり託児をする団体をサポートし、子育て中の保護者を支援します。  
年5回

(11) ひきこもり支援事業

推進目標3－(3)

ひきこもり状態にある方への支援として、簡単な事務作業や屋外作業による作業体験、また、つどいの場を提供します。

(12) 要保護児童への支援事業（こども食堂）

推進目標3－(3)

- ① こども食堂（社協主体）

ア こども支援連絡会議

子どもの孤食、貧困、課題を抱える世帯への支援について、関係機関と交流、意見交し連携を図ります。

イ ささっこ食堂

実施期間 夏休み6日間、冬休み2日間の計8日間

対象者 課題を抱えている家庭の小学生から中学生  
内容 学習支援、工作、レクリエーション、食事提供

② こども食堂（地域主体）

- ・こども食堂が地域で実施できるよう、担い手の育成や、ボランティア団体や地域活動者などと連携しながら、実現の方策を検討します。
- ・コープこうべのフードバンク利用と、広報にて食材提供を呼びかけ、地域のフードバンクを整備します。
- ・こども食堂に関する、相談、情報提供による立ち上げ支援と、こども食堂モデル事業補助金による運営支援を行います。

③ こども食堂意見交換会

地域で実施するこども食堂を対象に、コロナ禍での実施方法や実施団体の情報交換を行い、継続実施できるよう連携を図ります。

(13) 福祉団体育成事業 推進目標 I - (3)

- ① 各福祉団体の事務局として運営に関わり、団体独自の活動理念に基づく特性を發揮しながら、自立的な活動や運営ができるよう支援します。福祉団体の組織強化を通じて、地域や他団体との連携、協働を図ります。
- ② 地域や時代に即した活動を展開できるようリーダーの育成を行い、組織運営のあり方について研修会や情報を提供し、人材の育成に努めます。また、その活動状況や役割が住民に理解できるよう、広報活動の充実を図ります。

ア 老人クラブ連合会（6支部 会員4,361名）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、多年にわたり培ってきた知識や経験を生かし、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を掲げ、地域の特色を活かした様々な活動を展開します。また、各研修会や大会へ参加し、高齢者の立場から責任ある提言を行い、リーダーの養成、事務局体制の整備・強化、休会クラブの支援を通じて、老人クラブの活性化を図ります。次世代の会員獲得に向け、魅力あるクラブづくりを目的に、ニュースポーツ講習会をはじめとした、新しい取り組みを提案します。

イ 身体障害者福祉協議会（会員160名）

会員自らが事業を企画、立案する自主的な組織として、社会参加の促進、自立支援に関する事業と研修会を開催し、障がい者の自立を目指します。また、関係機関と連携し、障がい者に関する福祉制度やサービスを周知するため、広報活動を強化します。

## ウ 手をつなぐ育成会（会員 74 名）

知的な障がいのある人とその保護者、協力者で組織し、「どこに住み、働き、誰が支えるのか」をキーワードに、地域生活支援事業に取り組みます。また、会員からの身近な相談をはじめ、関係機関との連携を進めながら、その人に合った生活を支援することを目的に、情報発信や会員からの福祉ニーズの把握に努めます。

### (14) 歳末たすけあい運動 推進目標 4 - (4)

- ① 「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンにパンフレットを発行し、自治会長や民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得て募金活動を実施します。
- ② 寄せられた募金は、地域歳末ふれあい交流事業をはじめとする、地域の「たすけあい」や「ささえあい」を目的とした活動に配分を行います。

実施期間 令和 3 年 12 月 1 日～31 日

募金活動 戸別募金、街頭募金、その他

協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

配分事業 ① 地域歳末ふれあい交流事業 75 団体

②ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業 1,580 名

③障がい者福祉事業所支援事業 29 事業

④短期里親配分事業 里子 4 名、里親 4 世帯

## I 5 ひきこもり支援事業

推進目標 3 - (3) 当初予算 P15

### (1) 作業体験

- ① 社会と繋がる場、社会復帰に向けたきっかけづくりの場として、「若者の夢工房」と「喫茶ふれあい」において、作業体験と就労支援を行います。
- ② 繙続的な支援を実施するため、NPO 法人「結」や関係機関と情報共有し連携して取り組みます。
- ③ 有償ボランティア体験、喫茶ふれあいでの就労体験など、多機関との連携により、段階的な支援体制づくりに努めます。

作業体験 簡単な事務作業、屋外作業

就労体験 接客、調理補助など（喫茶ふれあい）

登録者 10 名

### (2) つどいの場

- ① 気軽に立ち寄り、悩みや不安を共有できるつどいの場を設け、つどい場や作業体験

活動の情報提供など、次のステップにつなげます。

つどい場 毎月第3火曜日 午後2～4時（丹南健康福祉センター）

(3) 相談窓口

- ① 本人や家族の方を対象にした相談窓口を開設し、関係機関との連携による支援に努める。

| 6 緊急貸付資金事業

推進目標3－(2) 当初予算P16

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯を対象に、緊急かつ一時的な資金需要に対し、貸し付けを行います。貸付時には、民生委員・児童委員と連携し、必要な援助を行い、借受世帯の日常生活支援を行います。
- ② 連帯保証人が立てられない場合においても、30,000円を上限額とし、貸し付けを行います。
- ③ 滞納者に対し、滞納規程に基づく償還指導を行い、自立に向けた支援を強化します。

貸付対象者 低所得者、生活困窮世帯

貸付限度額 1件100,000円

貸付件数 37件

| 7 善意銀行運営事業

推進目標4－(4) 当初予算P17

- ① 広く住民より金品の預託を受け、市の社会福祉の増進に活かします。
- ② 預託者の意思に基づき、地域福祉事業や在宅福祉事業の財源として適切な活用を行い、個が支える地域福祉の推進と社会奉仕の精神を育み、地域福祉への効率的な払い出しを行います。
- ③ 生活困窮世帯等で、緊急的に食料支援が必要な方へ食料品の払い出しを行います。
- ④ 運営委員会を年1回開催し、市内の施設や地域福祉推進事業等へ効率的に払い出し、福祉の増進を図ります。

## 18 篠山児童クラブ運営受託事業

推進目標 3- (3) 当初予算 P18

(1) 児童福祉法の規定によって、小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後の適切な遊び及び生活の場の提供と、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業について、丹波篠山市が設置する「篠山児童クラブ（篠山小学校及び八上小学校の就学児童）」を、令和3年4月1日から受託運営します。

社協「篠山児童クラブ運営規程」並びに丹波篠山市教育委員会（こども未来課）が定める「放課後児童健全育成事業運営ガイドライン」に基づき、子ども達の健全な育成と、仕事と子育ての両立への支援に取り組みます。

- ① 児童の情緒や協調性、創造力などを育み、個別的、集団的な余暇活動を進めます。
- ② 児童が健全な社会活動を営む上での人格の形成を目的とし、あいさつや手洗いの励行など、生活習慣の習得に努めます。
- ③ 児童の家庭学習の手助けや、自主的に学習する習慣など、家庭学習を支援します。
- ④ 児童と関わってきた保育所・幼稚園や在籍している学校、その他関係機関と連携し、健全育成に取り組みます。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、安心・安全な児童クラブの運営に取り組みます。

## 【令和3年度申込児童数】

令和3年3月1日時点

学 校 名	通年利用	長期休業期間	計
篠山小学校	49人	18人	67人
八上小学校	27人	15人	42人
計	76人	33人	109人

## 19 訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業

推進目標 3- (1) 当初予算 P19~22

- ① 利用者が生活に不自由がないように、サービス提供をしていく、ヘルパー経験の豊富な職員が、利用者や家族に自立支援に向けたサービス内容の提案や助言をし、ケアマネジャーや相談支援専門員と連携して対応します。

介護保険事業利用者 70名

介護予防・日常生活支援事業利用者 11名

障害者総合支援事業利用者 32名

- ② 重度利用者へのサービス提供ができるよう人に材確保と育成、技術面、精神面でもフォローできるヘルパー研修を月1回以上開催し、資質向上に努めます。

## 20 相談支援事業

推進目標3－(1) 当初予算 P23

- ① 障害者相談支援専門員の資質向上を目的とした研修会に参加し、相談しやすい窓口となるように努めます。
- ② 利用者・家族からの相談に応じ、自立した日常生活を支援します。また、障がい児の保護者支援や専門機関との連携、福祉サービス事業所等の連絡調整等を行います。
- ③ 利用者のモニタリングを実施し、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を見直します。また、新規相談に対応し、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

総利用計画作成 70 件

月平均モニタリング報告書、利用計画作成 35 件

## 21 居宅介護支援公益事業

推進目標3－(1) 当初予算 P24、25

- (1) 要介護状態にある利用者的心身の状況や環境等に応じて、ニーズを把握し、多様なサービスをフォーマル、インフォーマルに関わらず総合的に提案し、利用者の在宅生活における生活目標を実現するための支援計画（ケアプラン）を作成します。  
介護支援専門員 4 名（内、主任介護支援専門員 2 名）  
介護保険ケアプラン作成 133 件
- (2) ケアプランに位置づけたサービス事業所、医療機関との連絡調整を行います。
- (3) 介護保険のみならず、医療保険、障害者福祉等、高齢者を取り巻く、周辺制度について、勉強会を継続します。
- (4) 特定事業所として、質の高いケアマネジメントを提供します。
  - ① 担当ケースの伝達を目的としたミーティングを毎朝行う。必要に応じて事例検討会を開催します。
  - ② 困難なケースは適宜検討し、解決する。解決できない困難事例は、地域包括支援センターと連携して解決を図ります。
  - ③ 24 時間体制で連絡、相談に対応します。
  - ④ 丹波篠山市や地域包括支援センターが開催する主任介護支援専門員連絡会、多職種連携会議及び介護支援専門員座談会等に積極的に参加します。
  - ⑤ 地域包括支援センターからの支援困難事例を受託します。

- ⑥ 介護保険法を遵守し、運営基準に従って健全な事業運営を図ります。
- (5) 丹波篠山市からの要介護認定等訪問調査を受託します。

## 22 東部・西部地域包括支援センター事業 推進目標3-(1) 当初予算 P26~29

### (1) 東部・西部地域包括支援センター

#### ①介護予防ケアマネジメント業務

- ア 「基本チェックリスト」の聞き取りやアセスメント力の向上に努め、新規プランを「自立支援型ケアマネジメント会議」で検討して自立支援の視点を学び、評価をしながらプランの適正化を図ります。
- イ 介護をしている人を地域で支えることを目的に、介護セミナーを年1回6圏域ごとに開催します。令和3年度は丹南地区において“認知症”をテーマに開催します。
- ウ 当社協・市健康課と協働して、ふれあい・いきいきサロン活動や、健康増進等の生きがいづくりに、働きかけを行います。また、自治会単位の「いきいき俱楽部」に出向き、地域包括支援センターの啓発、参加されている方の状態把握及び活動支援、地域の情報の把握に努めます。
- エ コロナ禍により開催が自粛されるなか、老人クラブやふれあい・いきいきサロンの健康教育への要請に応じ、健康寿命の啓発のみならず、認知症の理解促進やボランティア活動への人材発掘を意識して啓発します。
- オ 市健康課が令和2年度に実施した「シルバー健診」の結果に基づき、項目に該当する方に対して、市健康課と連携して訪問活動を行います。

#### 『活動目標』

介護セミナー	開催地区	開催回数	テーマ
	丹南地区	1回	認知症について

#### ②総合相談支援業務

- ア 包括、社協、市と協働して総合事業を行うにあたり、具体的な対策について、職員が情報共有し相談者に解りやすく説明できるように取り組みます。
- イ 定期的な「サポート会議」を継続し、「サポートリスト」を作成して支援の遅滞や隙間ができないように取り組みます。
- ウ 関係機関の会議、ふれあい・いきいきサロンや住民の集い場での啓発を続け、市内の医療機関・歯科医院に対し、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図ります。
- エ 相談支援の流れを身に付け、個人のスキルをあげて他職種と連携し、支援ニーズ

を見逃さず適切な支援につなげます。

- オ 介護予防の日常生活圏域ニーズ調査（令和元年度実施）において、地域包括支援センターの周知度が47.7%との結果から、相談を必要とする住民が存在を入手しやすい情報発信を検討します。

#### ③権利擁護業務

- ア 高齢者虐待の早期発見・予防、成年後見制度の利用促進に向け、市および権利擁護サポートセンターとの連携を続けます。また、申立支援だけでなく、社協の「権利擁護支援事業」の生活支援員や後見人などと連携を図ります。
- イ 市が市内のケアマネジャーを対象に、担当している利用者全てに「高齢者生活状況チェックリスト」を実施しており、チェック項目に該当がある方に対して、市および権利擁護サポートセンターと連携して、状況の改善につながるように努めています。
- ウ 消費者被害の早期発見・予防に向け、地域住民への周知し、また総合相談受付票を利用し市消費者センターと連携します。

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの相談に応じ、認知症への対応や介護者の精神疾患・障がい等の支援困難事例について多職種で検討し支援します。
- イ 地区福社会議や地区ミーティングに参加し、住民、社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターと連携しながら地域の現状や課題を把握し、課題を解決する方法を地域と共に考えます。
- ウ 民生委員・児童委員と介護支援専門員・相談支援専門員の交流会を開催して関係性をつくり、普段の見守り活動や緊急時、災害時の支援体制の構築につなげます。また、顔の見える関係から気軽に情報共有や相談ができるよう支援します。（各6支部・年1回）
- エ 「主任介護支援専門員連絡会」にて事例検討を行い、アセスメント力や対応力の向上、「支援者支援」「地域づくり」を念頭に置きながら、地域の主任介護支援専門員の支援力や実践力の向上をめざします。（年6回開催）
- オ 「地域ケア会議」等を通じて把握した地域課題について、主任介護支援専門員連絡会等において解決する方法を検討し、社会資源の開発、生活支援に努めます。また、地域や市内介護支援専門員等からの情報を得て当社協が作成した「地域の宝物リスト」を活用し、社会資源とつなぐ支援を行います。
- カ 地域の主任介護支援専門員が主体的に取り組む「けあまネット」を後方支援で開催し、支援力向上とネットワークづくりを目標にした「顔の見える関係づくり」を継続して行ないます。（月1回市民センターで開催）
- キ 駐在所、各事業所の介護支援専門員、相談支援専門員との意見交換会を開催して関係性を強化します。（東西合わせて年1回）
- ク 「防災と福祉の連携」が継続的に行われるよう、災害時個別支援計画（災害ケア

プラン) のための個別調整会議を開催し、いつ起こるか分からない“災害”に備え、具体的な避難や安全確保のための計画を地域と共に作成します。

#### ⑤地域ケア会議の開催

- ア 「個別地域ケア会議」「地区福祉会議」などをきっかけに、専門職と地域住民との顔の見える関係づくりを継続し、既存組織や地域とのつながりを深め、地域の課題について一緒に考えます。
- イ 地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア会議のイメージ図を基に、個別の支援ニーズから「個別地域ケア会議」を開催し、「みんなの暮らしサポート会議」の開催がら多職種による専門職の意見から地域課題を考え、市が開催する地域包括ケア推進会議への提言につなげます。

#### 『活動目標』

	東部	西部	計
個別地域ケア会議開催数	30回	30回	60回

#### ⑥認知症対策事業

- ア 「ささやま認知症支援チーム」の一員として、認知症が疑われるが専門受診や支援に繋がっていない人への働きかけなど、保健師・看護師を中心となり支援を行います。
- イ 住民学習や健康教育・相談業務等において「認知症気づきシート」や「認知症ガイドブック」説明用リーフレットや認知症のパンフレットを用いて周知・啓発します。また、介護をされている方のつどいなどを紹介し、認知症の支援や対応に繋がるよう支援します。
- ウ 認知症当事者や家族を支援し、認知症への理解を深め地域で支えるため、住民や施設などが協働しながら地域主体の「認知症カフェ」の立ち上げの支援や啓発活動を続けます。
- エ 認知症カフェを実施しているスタッフ同士のつながりを作るため、「認知症カフェ交流会」を開催します。
- オ 「丹波篠山市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク」に登録された方に対して、本人・家族の了解のもと専門職のみならず地域の方を交えた「個別地域ケア会議」を開催し、“いざというとき”だけでなく、日ごろからの繋がりや地域づくりを目指します。
- カ キャラバンメイト連絡会に職員が参加し、「認知症サポーター養成講座」にはメイトとして多職種で連携し、認知症の理解促進や地域づくりに向け積極的に参加します。

#### ⑦在宅医療と介護の連携推進事業

- ア 在宅支援に携わる専門職や病院関係者と連携し、重度者や入退院を繰り返す医療支援の必要なケースなど、退院調整ルールを順守し地域包括ケアシステムの構築

を目指します。

- イ 医療・介護・福祉関係の多職種のネットワーク構築と課題抽出にむけ、「この指と一まれ」を開催し、市主催の「在宅医療介護連携推進協議会」へ 課題の提言につなげます。

## (2) 東部・西部指定介護予防支援業務

### ①介護予防サービス計画作成業務・介護予防ケアマネジメント作成業務

- ア 要支援・事業対象者の新規プランを「自立支援型ケアマネジメント会議」にて確認・評価を受け、自立支援に資するプランなのか評価しながらアセスメントに基づいた必要なサービス利用の計画書を作成し、給付管理を行います。会議3か月後には評価を行い、変更がある時はプランを再提出し見直しを行います。また、会議内で評価を受け、検討項目があった場合は「対応・結果報告書」を3か月以内に提出し、資質向上に努めます。
- イ サービス継続者や「介護予防ケアマネジメント」に移行する利用者に「総合事業」制度を説明のうえサービス計画を作成し、適正な給付管理を行います。
- ウ 総合事業に伴う「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき、「介護予防ケアマネジメント」の作成業務運営を適正に行ないます。

## 23 喫茶ふれあい収益事業 当初予算 P30

### (1) 喫茶ふれあい事業

- ① 近隣施設の利用者や地域住民がコロナ禍でも安心して利用できる憩いの場として、安定した運営を行います。
- ② 店内利用だけでなく、テイクアウトのお弁当販売を実施し、売上向上に努めます。

### (2) 社会福祉事業の推進

- ① 社会的ひきこもり就労支援事業と要保護児童への支援事業（ささっこ食堂）の支援を、引き続き行うことで、社会福祉事業の推進を図ります。
- ② 住民主体の福祉事業に関わる集いの場としての利用を推進します。

